

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）に係る
事業評価の方法について（案）

1 評価の方法、スケジュール

- ・ 毎年度、すべての事業において「第5次千葉県DV防止・被害者支援基本計画 施策進行管理票」（資料1-3）を作成管理し、委員へ報告する。
- ・ 具体的な数値等による指標がある施策は「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）における指標の達成状況」（資料1-4）を用いて達成度を作成管理し、委員へ報告する。
- ・ 5年計画の3年目に「千葉県DV防止対策検討会議」において中間評価として委員から意見をいただき、次年度以降の事業の取組に活かしていく。
- ・ 計画最終翌年度は、計画期間（5年間）の評価を実施する。

2 評価項目

- ・ 当初予算額、決算額
- ・ 事業の実施予定・実施結果・事業の効果
- ・ 実施結果の自己評価（事業の進捗状況の自己評価を行う）
- ・ 今後の方向性・検討課題等

3 公表について

- ・ 計画の進捗状況については、県民に事業の取組状況及び評価結果を公表していく。